

## 農業用ため池の管理及び保全に関する実態調査結果に基づく通知

令和3年8月18日  
中部管区行政評価局MIC Ministry of Internal Affairs  
and Communications

総務省中部管区行政評価局は、ため池の適正な管理保全を推進するため、①市町村によるため池の管理状況の把握等、②ため池管理マニュアルの活用状況、③安全上重要な情報の把握・整備の実態等を調査。その結果、次のような課題がみられたので、東海農政局に対し必要な改善措置を講ずるよう通知

## 主な調査結果

## ① 市町村によるため池の管理状況の把握等〔P. 2〕

市町村ごとに対応状況が異なっており、市町村が管理していないため池の多くは、防災上の観点からの管理状況の把握は行われていない状況。一方で、市町の中には、市内の防災重点ため池（注参照）を対象に、職員が現地確認を行い、異常があれば管理者に改善指導している例有り

（注）防災重点ため池は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

## ② ため池管理マニュアルの活用状況〔P. 3〕

管理者がため池の点検・管理を行っていくうえで必要な「ため池管理マニュアル」が、個人や団体の管理者に対して配布されていない状況。また、高齢の管理者が多く、草刈など一部の管理しかできない者が管理者となっているなど、ため池の適切な管理体制を整えることが課題

## ③ 安全上重要な情報の把握・整備（管理者名、管理内容等）〔P. 5〕

届出による情報の把握・整備状況をみると、一部の防災重点ため池について所有者、管理者又は届出者が不明なものがある。また、市町村では、管理内容が不明又は記載がないまま提出があったものをそのまま受理しており、届出内容の確認と補完が十分に行われていない状況

## 主な改善意見等

管内の各県及び市町村がため池の管理状況を把握するための取組を推進していく上で、有益な情報を提供するなど、県や市町村への支援を行うことが必要

同マニュアルを管理者に配布するほか、各種説明会を開催するなどにより、適切な管理方法について指導するよう、県に対して助言を行うことが必要

届出内容の確認及び不明な事項の補完に努めるよう、県に対して助言を行うことが必要

- 調査対象機関：東海農政局、愛知県及び三重県、市町村（各県6市町、計12市町他）
- 調査実施期間：令和3年2月～8月

【照会先】 評価監視部 第3評価監視官 森田 敏尚

電話：052-972-7427 FAX：052-972-7450

e-mail: chb-hyouka04.904@soumu.go.jp

<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>

# 1 ため池の管理の現状と適正な管理の推進状況等

## (1) 市町によるため池の管理状況の把握等

### 〈制度の概要〉

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行、以下「ため池管理保全法」という。）第1条は、ため池の適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることで、ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護することを目的としている。
- ため池管理保全法第3条第1項では、都道府県及び市町村は、ため池の適正な管理（注）及び保全に関する施策を講ずるよう努めることとされており、同第2項により国はこれに対して必要な支援を行うこととされている。（注）施設の点検や補修・補強、洪水吐きの堆積土砂の除去、堤体の草刈りなどの日常管理の行為を指す。
- 農業用ため池の管理及び保全に関するガイドラインでは、都道府県はため池情報に関するデータベースの整理・管理等の取組を行い、**市町村はため池の管理状況の把握等の取組を行ってきたところであり、これらの取組を連携して実施することでため池の適正な管理及び保全が実現することになるとされている。**

### 〈調査結果〉

- ◇ 調査対象12市町（ため池数3,071か所 [愛知県658か所,三重県2,413か所]）について、市町による管理状況をみると
  - ① 市内の全てのため池を管理 2市町 [愛知県2市町（管理ため池数286か所）]
  - ② 一部のため池を管理 8市町 [愛知県4市町（126か所）,三重県4市町（45か所）]
  - ③ 直接管理しているため池がない 2市町 [三重県2市町]
  - ・ **市町管理のため池457か所に対しては、市町が年1回は見回り点検や修繕を実施**
  - ・ **市町が直接管理していないため池が2,614か所存在**
- ◇ 市町が直接管理していないため池がある10市町の対応状況をみると
  - ① **防災上の観点から管理状況を把握するための取組を実施** 2市町 [愛知県1市町,三重県1市町]
  - ② **管理状況の把握は行っていない** 8市町 [愛知県3市町,三重県5市町]
- ◇ 津市では、市が直接管理していないため池も含めて、市内にある全ての防災重点ため池241か所を対象に、年1回は現地に出向いて点検することで管理状況を把握しており、異常が確認された場合は、管理者に指導して補修を実施

### 【市町による点検・修繕の例】



※点検時に洪水吐から下流へつながる管口に葉や土の堆積を確認



※撤去することで豪雨時の被害を防止  
(注) 津市提供資料による。

### 〈所見表示〉

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全を推進するため、管内の各県及び市町村がため池の管理状況を把握するための取組を推進していく上で有益な情報を提供するなど、各県及び市町村に対して支援を行う必要がある。

# 1 ため池の管理の現状と適正な管理の推進状況等

## (2) ため池管理マニュアルの活用状況

結果報告書 (P12~15)

**〈制度の概要〉**  
○ 農林水産省は、ため池の管理者が適正な管理を実施するため、管理者が日常管理における管理や点検、非常時の対応の際に活用されることを想定して、ため池の管理者に必要な基本的事項や重要なポイントをとりまとめた「ため池管理マニュアル」(令和2年6月)を作成・公表している。

**〈調査結果〉**  
◇ 調査対象12市町のうち、市町が直接管理していないため池がある10市町(愛知県4市町,三重県6市町)における、「ため池管理マニュアル」の個人や団体の管理者への配布状況をみると

- ① 個人や団体の管理者に配布 2市町 [愛知県1市町,三重県1市町]
- ② 団体(水利組合や自治会等)の管理者に配布 1市町 [三重県1市町]
- ③ 個人や団体の管理者に配布していない 7市町 [愛知県3市町,三重県4市町]

⇒ 「ため池管理マニュアル」が広く個人や団体の管理者まで配布されていない状況

◇ 個人や団体の管理者にマニュアルが配布されていない理由

- ・ 草刈り程度なら対応可能としている個人が管理者となっており、マニュアルによりため池全体の管理を依頼することは困難
- ・ 高齢の管理者が多く、点検等を含めた管理を行うことが困難等

⇒ 個人や団体が管理しているため池では、高齢の管理者が多く、草刈など一部の管理しかできない者などが管理者となっていることから、適切な管理体制を整えることが課題

**ため池管理マニュアル**  
(令和2年6月農林水産省農村振興局  
(一部抜粋))

- ✓ ポイント**
- ・ 管理しているため池の状態を知ることが大切
  - ・ ため池の特徴を把握し、マニュアルを活用し最善の状態に保つ

- 〈ため池の状態チェック〉**
- ① 洪水吐きに土のうや角落し(※板等を落とし込み、水をせき止めること)を設置していませんか?
  - ② ため池や洪水吐に土砂やゴミが堆積していませんか?
- (略)

このマニュアルには、このようなため池の管理に関するポイントがまとめてあります。.....

(注) 農林水産省「ため池管理マニュアル」から抜粋

**〈所見表示〉**  
東海農政局は、ため池の適正な管理・保全を推進するため、県と市町村を通じて、ため池管理マニュアルを管理者に配布するほか、各種説明会を開催するなどにより、適切な管理方法について指導するよう、各県に対して助言を行う必要がある。



# 1 ため池の管理の現状と適正な管理の推進状況等

## (3) 利用実態がないため池の廃止や他の用途への転用状況

結果報告書 (P16~21)

### 〈制度の概要〉

- ため池管理保全法は、過去に農業用に利用されていたため池も、同法が対象とするため池として規定
- 農林水産省は、現に農業用として利用されておらず、又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害等を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させることが適当であるとしている〔「防災重点農業用ため池にかかる防災工事等基本指針」(令和2年10月)〕

### 〈調査結果〉

◇ 調査対象12市町において、農業用として利用されていないため池の把握状況をみると

- ① 把握している 6市町 [愛知県3市町 (該当ため池数43)、三重県3市町 (同 472か所)]
- ② 一部該当するため池があることは承知しているが、全体を対象とした把握は未実施  
6市町 [愛知県3市町、三重県3市町]

◇ 農業用として利用されていないため池の**廃止のための防災工事や他の用途への転用状況**

※ 複数に該当する市町あり

- ① **既に実施 (実施中を含む)** 愛知県1市町 (対象数1か所)、三重県3市町 (13か所)
- ② 今後実施する予定がある 愛知県2市町 (対象数4か所)、三重県4市町 (17か所)
- ③ 今のところ特になし 愛知県3市町、三重県1市町

【廃止工事を行ったため池の状況】



(注) 伊賀市提供資料による。

◇ **既に廃止や他の用途への転用に取組んでいる市町の状況**

#### ◎ 廃止のための防災工事に取り組んでいる例

伊賀市は、農業用として使われていないため池は、放っておくと危険であるとして地域で管理されていた経緯があるが、その後、危険で維持管理も大変なため、令和2年度に廃止のための防災工事を実施

#### ◎ 洪水調整池への転用に取組んでいる例

津市は、下水道施設、河川・排水路施設、農業用施設の問題を総合的に考え、経済的かつ迅速に浸水被害を最小化する取組を推進することを目的として、平成29年度に雨水管理総合計画を策定。

その一環として、市街地にある活用されていない農業用ため池を洪水調整池に転用



### 〈制度の概要〉

- ため池管理保全法は、ため池の所有者又は管理者に対して次の事項を県知事に届出することを義務付け
  - ①ため池の名称及び所在地 ②所有者の氏名等の情報
  - ③管理者の氏名等の情報（管理者の権限の種類や内容を含む） ④諸元（堤高、堤頂長、総貯水量）
- 市町村は、地域の防災に責任を有する立場から、管轄区域内のため池の状況を把握し、届出が円滑に進むよう、都道府県と十分に連携を図って取り組むこととされている。〔「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」（令和2年10月一部改正）〕

### 〈調査結果〉

- ◇ 調査対象12市町にある防災重点ため池1,487か所（愛知県349か所、三重県1,138か所）を対象に、届出による所有者や管理者に関する情報の把握状況を調査した結果、三重県において所有者や管理者等が不明な防災重点ため池が存在している状況がみられた。
  - ① 所有者が不明となっているものが、4市町（該当数 33か所）
  - ② 管理者が不明となっているものが、4市町（該当数 139か所）
  - ③ 届出者が不明となっているものが、3市町（該当数 24か所）
    - ※調査対象市町では、今後、農業用として利用されていないため池を廃止していく予定であるが、例えば、所有者が不明な場合は、その意向が確認できないなど支障があるとの意見
- ◇ 届出者となる管理者を把握するための市町の対応例
  - ・豊橋市では、市が現地調査や地元自治会、ため池近くの耕作者への聞き取り調査をし、地元におけるため池の管理者を把握することで同管理者による届出が行われた例
  - ・津市では、農業用として利用実態がなく管理者がいない防災重点ため池について、防災上の観点から市が同ため池の管理者になることで、管理者である市が届出を行った例
- ◇ 届出による管理内容の把握状況を調査した結果、一部、**管理内容が不明又は記載がないまま届出があったものについて、そのまま受理している市町が3市町**みられた。
  - ⇒ 届出内容の確認と補完が十分に行われていない状況

### 〈所見表示〉

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全の確保に資するため、県と市町村が連携して届出事項の確認及び不明な事項の補完に努めるなど適正な届出がなされるよう、県に対して助言を行う必要がある。

### 3 特定農業用ため池の指定

#### (1) 特定農業用ため池の指定状況

結果報告書 (P31~34)

##### 〈制度の概要〉

- ため池管理保全法第7条は、決壊により周辺の住宅地等に被害を及ぼすおそれがあるため池は、都道府県知事が特定農業用ため池に指定することができるとしている。
- 特定農業用ため池に指定されたため池は、ため池やため池周辺の開発工事等が規制されるほか、都道府県知事等が、防災工事の施行に関する命令や代執行、施設管理権の設定等の対策を講ずることが可能となる。
- 特定農業用ため池の指定要件は、防災重点ため池の選定基準と同じ内容であることから、防災重点ため池に選定されているため池については、令和元年7月の法施行後速やかに特定農業用ため池に指定することが望ましい（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）とされている。〔「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」令和2年10月一部改正〕

##### 〈調査結果〉

- ◇ 東海農政局は、特定農業用ため池の指定状況について2か月に1度フォローアップ調査を行っており、指定が遅れている三重県に対して、指定要件の確認の精査及び関係機関と早急に調整を進めるよう指導を行っている。
  - ◇ 愛知県及び三重県の指定の進捗状況をみると
    - ① 愛知県は法施行後1年以内に要指定箇所を完了
    - ② **三重県は令和3年3月末時点で、要指定箇所の約6割について指定が完了（約4割が未指定）**
      - ・残りの未指定分について同県は、今後、指定に向けて市町村への意見照会等を行っていくこととしているが、令和3年4月から6月末時点までに指定に至ったものはみられない
- ⇒ **特定農業用ため池に指定されていないものは、防災工事の命令、県による防災工事の代執行など、法令に基づく対応ができないことに**

(単位：箇所)

県別	ため池数	防災重点ため池数	特定農業用ため池数			特定農業用ため池の指定時期
			指定対象数	指定済数	未指定数	
			愛知県	2,073	1,144	
三重県	3,301	1,566	1,097	625	472	R3.3.31

(注) 1. 愛知県については、同県のため池データベース（令和2年度）及び当局調査により作成した。

2. 三重県については、現在、防災重点ため池の見直しを行っているため、防災重点ため池数は、同県が令和2年度末に策定した「防災工事等の推進計画」による。また、「特定農業用ため池数」欄の「指定対象数」は防災重点ため池のうち、国又は地方公共団体以外の者が所有するため池の数を除いた数であり、「指定済数」は令和2年度末時点の指定数である。

##### 〈所見表示〉

東海農政局は、ため池の適正な保全及び防災・安全対策を推進するため、特定農業用ため池について計画的に指定を行うよう、県に対して助言する必要がある。

### 3 特定農業用ため池の指定 (2) 特定農業用ため池の指定の的確化

結果報告書 (P35~39)

#### 〈制度の概要〉

- ため池管理保全法は、国又は地方公共団体が所有するため池は、国有財産法や地方自治法等の法令に基づき適正に管理されることとなるため、特定農業用ため池の指定の対象外としている。

#### 〈調査結果〉

- ◇ 国又は地方公共団体と個人等が共有する防災重点ため池の特定農業用ため池としての指定状況をみると、愛知県は57か所中2か所は指定・55か所は未指定、三重県は4か所中1か所は指定・3か所が未指定

ため池の届出においては、特定農業用ため池の指定と同様、国又は地方公共団体が所有するため池は届出の対象外とされる。

→ ただし、東海農政局は、「当該農業用ため池が国又は地方公共団体により適正に管理されておらず、ため池管理保全法に基づく届出もなされていない場合は、いずれの法にも基づかず適正に管理が行われないことになってしまうおそれがあるため、そのような場合は適切に届出を行うよう、当該農業用ため池が公有財産として扱われていないのであれば、届出等の対象になる」としている。

- ・ 愛知県は上記の考え方に沿って、特定農業用ため池の指定においても、市町村が国又は地方公共団体の所有と位置付けて届出対象外にしたものは対象外にしたと回答
  - ・ 三重県は、国又は地方公共団体が一部でも所有するため池については、原則として指定の対象外としたと回答
  - ◇ 国・地方公共団体と個人等が共有するため池が所在する9市町（愛知県内7、三重県内2）において、当該ため池の届出の要否に関する考え方をみると
    - ① 県の判断に沿って届出の要否を判断 3市町
    - ② 市町の判断で届出の要否を判断 6市町（うち2市町は東海農政局と同様の考え方で届出要否を判断）
- ⇒ **市町によって判断方法が異なっている状況**

#### 〈課題提起〉

東海農政局は、特定農業用ため池の適正な指定のため、当局の調査で明らかになった官民共有ため池に係る届出要否の考え方を、管内の各県及び市町村に周知すること、また、県は、その考え方にしたがって届出の要否を確認するとともに、特定農業用ため池の指定の要否も確認し、必要に応じた措置をとることが望ましい。



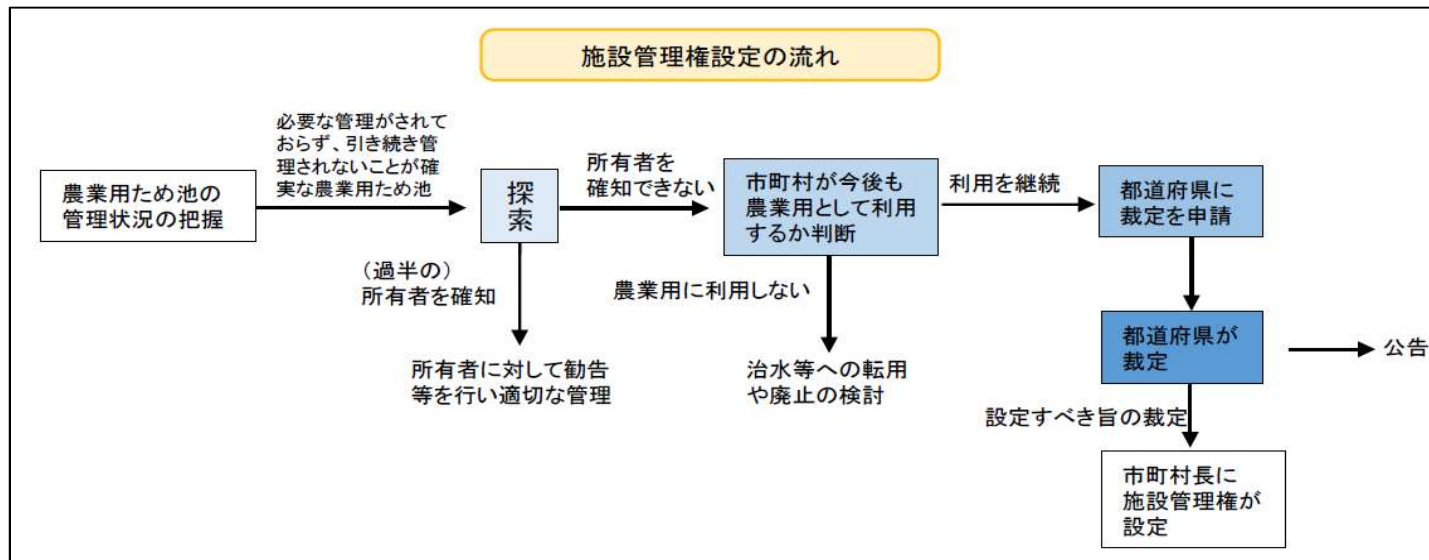
## 農業用ため池の管理及び保全に関する実態調査 参考資料

- ・資料1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律〔概要〕
- ・資料2 農業用ため池の概念図
- ・資料3 愛知県、三重県における農業用ため池の数
- ・資料4 農業用ため池の築造時期
- ・資料5 個人・団体が管理するため池の管理内容
- ・資料6 管理者が不明なため池の例

# 資料1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(令和元年7月1日施行)[概要]

【法律の目的(第3条)】 農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止する

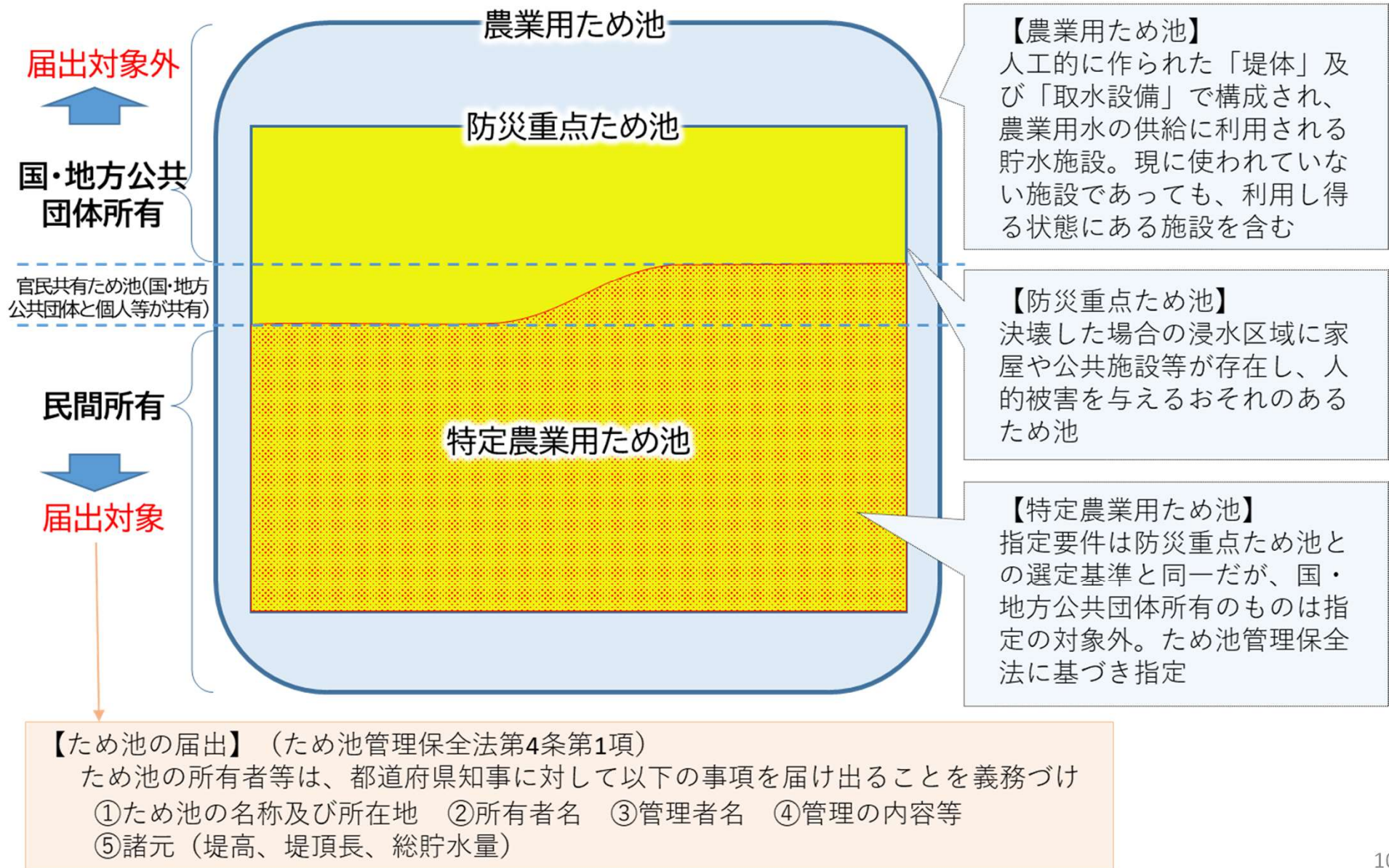
- 所有者・管理者による都道府県への届出を義務付け(第4条第1項、第2項、附則第2条)
- 都道府県によるデータベースの整備、公表(第4条第3項)
- 農業用ため池の所有者・管理者に対する、農業用ため池の適正な管理の努力義務(第5条)
  - 適正な管理が行われていない場合、都道府県は、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告できる(第6条)
- 決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、都道府県が「特定農業用ため池」に指定できる(第7条)
  - 行為制限、防災工事の施行命令、代執行(第8条、10条、11条)
- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が施設管理権を取得できる(第13条~17条)



(注) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要」(令和元年6月 農林水産省農村振興局)より抜粋

## 資料2 農業用ため池の概念図

(「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」(農林水産省農村振興局 令和2年10月一部改正)を参考に当局が作成)





		ため池総数	
		届出対象数	うち届出済数
愛知県		2,073	812 (100%)
	防災重点ため池	1,144	391 (100%)
三重県		3,301	2,519 (99.7%)
	防災重点ため池	1,640	1,163 (100%)

- (注) 1 ため池総数、防災重点ため池数及び届出対象数は愛知県(令和2年7月時点)及び三重県(令和2年8月時点)のため池データベースによる。
- 2 防災重点ため池は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のことである。
- 3 届出済数は当局調査(令和3年2月時点)による。

## 資料4

## 農業用ため池の築造時期

	江戸時代 以前	明治時代	大正時代	昭和以降	不明	計
愛知県	728 (35.1%)	151 (7.3%)	38 (1.8%)	187 (9.0%)	969 (46.7%)	2,073 (100%)
防災重点ため池	510 (44.6%)	100 (8.7%)	22 (1.9%)	118 (10.3%)	394 (34.4%)	1,144 (100%)
三重県	917 (27.8%)	554 (16.8%)	120 (3.6%)	307 (9.3%)	1,403 (42.5%)	3,301 (100%)
防災重点ため池	581 (35.4%)	337 (20.5%)	59 (3.6%)	133 (8.1%)	530 (32.3%)	1,640 (100%)

- (注) 1 愛知県(令和2年7月時点)及び三重県(令和2年8月時点)のため池データベースにより  
 当局が作成  
 2 ( )内の数値は、計数を100とした割合

資料5

個人・団体が管理するため池の管理内容

県別	管理者区分	管理ため池数	データベースに記載されている管理の内容					
			利水のための施設操作	施設の点検	施設の修繕	草刈り等	維持管理等	不明
愛知県	土地改良区	287	223	67	63	129	0	56
			77.7%	23.3%	22.0%	44.9%	0.0%	19.5%
	水利組合等	24	17	10	6	14	0	0
			70.8%	41.7%	25.0%	58.3%	0.0%	0.0%
	集落・個人等	324	137	130	103	116	0	60
			42.3%	40.1%	31.8%	35.8%	0.0%	18.5%
計	635	377	207	172	259	0	116	
		59.4%	32.6%	27.1%	40.8%	0.0%	18.3%	
三重県	土地改良区	194	75	0	9	25	156	8
			38.7%	0.0%	4.6%	12.9%	80.4%	4.1%
	水利組合等	455	200	9	34	107	281	54
			44.0%	2.0%	7.5%	23.5%	61.8%	11.9%
	集落個人等	1,692	609	21	128	474	609	389
			36.0%	1.2%	7.6%	28.0%	36.0%	23.0%
計	2,341	884	30	171	606	1,046	451	
		37.8%	1.3%	7.3%	25.9%	44.7%	19.3%	

(注) 1 愛知県(令和2年7月時点)及び三重県(令和2年8月時点)のため池データベースにおける記載内容に基づき当局が作成  
 2 個人や団体が複数の種類の管理を行っている場合がある。  
 3 各行下段の%表示は、管理ため池数を100とした割合



## 管理者が不明なため池の例

管理状況等

築造時期が不明な昔からあるため池（所在地：大紀町）である。現在は、農業用として利用されておらず、堤体に草木が根付いているなど、日常的に管理されていない状況である。



【ため池の全景】



【堤体の古い石垣に木が根付いている】



【昔からの取水口】



【堤体から漏水・側溝に葉や土が堆積】

（注）写真は 大紀町提供資料による。